

新たな先進的介護施策に係る調査等支援業務委託にかかる
業務公募説明書

1. 当該公募の趣旨

本業務については、介護の生産性を高め、人材不足に対応するため、介護ロボット・ICT等を活用した先進的介護「北九州モデル」の深化・拡充に取り組むものである。具体的には、介護施設の周辺業務ニーズに対して、介護現場の生産性向上に寄与できる人材を介護施設に繋ぐことができる仕組み及び人材定着に関するモデル実証を行うとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅版「北九州モデル」の構築に向けて、在宅介護事業者や在宅高齢者の実態調査を実施する。

業務遂行にあたっては、政策の根幹となる先進的介護「北九州モデル」に関する深い知識や経験を有していることに加えて、介護業界の動向にも精通している必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

新たな先進的介護施策に係る調査等支援業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 介護助手活用モデルの実証

「北九州モデル」の導入時に発生する介護施設の周辺業務ニーズに対して、介護現場の生産性向上に寄与できる人材を介護施設に繋ぐことができる仕組みの構築のため、市内施設をモデルに介護助手活用の実証を行い、準備段階で施設が実践しやすい枠組みの設定や、教育・定着支援において施設を支える仕組みの検証を行う。

① 市内モデル施設における実証

介護助手人材を効果的に活用できるモデル構築を図るため、市内介護施設及び潜在人材となる市民を対象に介護助手活用の実証を行う。

実証にあたっては、業務の切り分けから介護助手の導入に至るまでの一連の流れを実践する。

(実証対象)

市内介護施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設） 3施設程度

市民（学生（留学生含む）、シニア層、主婦（夫）層など） 各施設3名程度

② 介護助手活用の最適なモデルに関する提言

本実証により把握された効果・課題から、課題解決に向けた方法や必要な支援の検討を行い、持続的・自走的な介護助手活用モデルにする提言を行う。

イ 新たな先進的介護施策に関する調査及び提言

高齢者が自宅で安全安心に過ごせる持続可能な在宅介護の仕組み在宅版「北九州モデル」構築のため、慢性的な介護人材不足や業務効率の低さなど、多くの課題を抱える在宅介護事業者に対して調査を実施し、課題の把握と解決施策の方向性を検討する。

① 在宅介護事業者のアンケート調査

在宅介護事業者の現状を把握するため、特定地域の在宅介護事業者に対してアンケート調査を実施する。実施にあたっては、アンケート項目の作成、調査対象事業者との連絡調整、アンケート調査の実施及び調査結果の分析を行う。

② 在宅介護事業者の業務・組織課題調査

①の調査結果から重点調査対象事業者を選定し、業務量調査による業務の見える化、帳票調査やヒアリング等による業務・組織分析など、在宅介護事業者が抱える課題の深堀調査を実施し、課題の特定と解決方針の検討を行う。

③ 高齢者・家族調査

在宅介護サービス利用者とその家族に対し、アンケートやヒアリングを実施し、在宅介護における課題や介護サービスへの要望などについて調査・分析を行う。

④ 在宅介護の最適なモデルに関する提言

本調査により把握できた課題について、課題解決に向けた方針や必要なサービス、改善効果等に関する検討を行い、高齢者が自宅で安心して生活を続けられる在宅版「北九州モデル」にする提言を行う。

(3) 履行期間

令和6年6月～令和7年3月

3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 本事業の趣旨を十分理解しており、国や自治体などにおける介護ロボット関連事業の調査分析等の実績があること。
- イ 介護現場の業務改善手法である北九州モデルに深い知見を有していること。
- ウ 介護ロボット又はその他の介護・生活支援に資するロボット等の活用を促進するための人材育成に関するノウハウ・経験を有していること。
- エ 介護施設・事業所の業務改善に関するコンサルティングを行った実績があること。
- オ 介護ロボットの導入目的について科学的な視点から助言できる学識経験者との連携が可能であること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 保健福祉局先進的介護システム推進室
電話番号 093-582-2712 F A X 番号 093-582-2095

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

- ア 受付期間
令和6年4月19日から令和6年5月8日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで
- イ 受付担当課
(1) に同じ。
- ウ 回答
受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間
令和6年4月22日から令和6年5月8日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで
- イ 提出場所
(1) に同じ。
- ウ 提出方法
応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室次長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。